

森林の  
立木を伐採  
しようとする  
ときは



# 許可申請 又は 届出 が必要です。



※写真は保安林伐採箇所に掲げる許可旗



森林の立木を伐採するときは、  
必ず最寄りの県振興局、市町村へ

県 庁

農林水産部森林・林業局	林業振興課	073-441-2963
	森林整備課	073-441-2979
海草振興局地域振興部	林務課	073-441-3366
那賀振興局地域振興部	林務課	0736-61-0015
伊都振興局地域振興部	林務課	0736-33-4911
有田振興局地域振興部	林務課	0737-64-1263
日高振興局地域振興部	林務課	0738-24-2912
西牟婁振興局地域振興部	林務課	0739-26-7911
東牟婁振興局地域振興部	林務課	0735-21-9612

市 町 村

各 市 町 村 役 場 林 業 主 管 課



## 森林の立木を伐採するときは

地域森林計画の対象となっている民有林において、木を伐る場合は森林法に基づく事務手続きが必要です。

### ◆保安林

【申請者・届出者】

保安林の立木を伐採する者

【申請・届出の時期】

1. 保安林を皆伐する場合  
伐採面積の限度公表日から30日以内に申請  
※限度公表日：2/1、6/1、9/1、12/1
2. 天然林で択伐する場合  
伐採を始める30日前までに申請
3. 保安林を間伐(択伐)する場合(人工林に限る。)  
伐採を始める90日前から20日前までに届出

【申請・届出先】

1. 保安林を皆伐する場合  
和歌山県知事(伐採する森林の所在する各振興局林務課)
2. 天然林で択伐する場合  
和歌山県知事(伐採する森林の所在する各振興局林務課)
3. 保安林を間伐(択伐)する場合(人工林に限る。)  
市町村長(伐採する森林の所在する市町村役場)

【罰則】

次のような場合は150万円以下の罰金に処される場合があります。

- ・無許可、無届で保安林の立木を伐採した場合
- ・無許可、無届伐採に対する伐採の中止命令・造林命令に従わない場合

### ◆普通林

【届出者】

森林所有者又は伐採の権限を有する者  
※伐採する(権限を有する)者と伐採後の造林をする者が異なる場合は森林所有者と連名で提出する。

【届出の時期】

伐採を始める90日前から30日前まで

【届出先】

市町村長(伐採する森林の所在する市町村役場)

【罰則】

次のような場合は100万円以下の罰金に処される場合があります。

- ・伐採届出を提出しないで森林の立木を伐採した場合
- ・遵守命令、無届伐採に対する伐採の中止命令・造林命令に従わない場合

### ◆森林経営計画(森林施業計画)対象森林

【届出者】

森林経営計画(森林施業計画)の認定を受けた者

【届出の時期】

計画に基づき伐採等の作業が終了した日から30日以内

【届出先】

計画認定者(市町村長、県知事、農林水産大臣)

(注意!)森林経営計画認定区域内の保安林を伐採する場合は、別途保安林伐採許可申請が必要です。

### ◆伐採許可旗等の掲示のお願い



伐採許可証

(保安林の許可を受け伐採する場合)

伐採適合証

(事前届出により伐採する場合)

計画認定証

(森林経営計画に基づき伐採する場合)

伐採を行う者は、伐採開始から終了までの間、「伐採許可証」等を林道等からの見えやすい場所に掲示してください。

【掲示の対象となる森林】

#### ●伐採許可証

保安林の伐採許可を受けて皆伐を行う森林

#### ●伐採適合証

事前に伐採届を行い適合通知を受けて皆伐を行う森林(1ヘクタール以上の伐採現場)

#### ●計画認定証

森林経営計画等に基づき皆伐を行う森林(1ヘクタール以上の伐採現場)

【旗の交付窓口】

#### ●伐採許可証

和歌山県(伐採する森林の所在する振興局地域振興部林務課)

#### ●伐採適合証 / ●計画認定証

県内市町村(伐採する森林の所在する市町村役場)

【届出書様式のダウンロード】

各種届出書の様式は、和歌山県林業振興課ホームページからダウンロードすることができます。

和歌山県林業振興課ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/index/>